

大阪広域水道企業団職員の分限に関する規則の一部を改正
する規則のあらまし

- 1 地方公務員法第3条第3項第3号の特別職として位置付けられている非常勤職員について、一部の者を除き、特別職から一般職に位置付けを変更するため、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行します。